重大事故防止マニュアル

令和６年　７月

社会福祉法人宇陀市社会福祉協議会

児童発達支援事業所 にじいろこあら

―目次―

水遊びマニュアル――――――――――――――――――――――Ｐ３～5

園外活動マニュアル――――――――――――――――――――Ｐ６～８

降雪時マニュアル――――――――――――――――――――――Ｐ９

災害時マニュアル――――――――――――――――――――Ｐ１０～１１

119 番対応マニュアル――――――――――――――――――Ｐ１２～１３

緊急時対応マニュアル――――――――――――――――――Ｐ１４～１６

不審者対応マニュアル――――――――――――――――――Ｐ１７～１８

重大事故とは

・重大事故とはサービス提供時に発生した利用者の病状の急変、生命の危険等が生じる場合をいう。
児童発達支援事業における従事者は、発達に特性のある利用者を対象とする業務内容から考えて「重大事故の発生を防ぎ、事前にその対応及び手順を事業所内で周知徹底し、適切に対処する方法を身につけること」が求められる。

基本方針

・療育の提供による事故防止のために、子どもの心身の状況等を踏まえつつ、事業所内外の安全点検に努め、安全対策のための職員体制づくりと共通理解を深めるとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行う。

１．事故発生予防のための情報収集

（１）利用者の疾患等の情報収集

①主治医の診断書等によって、利用者の過去の疾患、現在治療中の疾患等の情報を収集する。
②収集した疾患に関する情報を整理する。
③サービス提供前の体温測定等のバイタルチェックによって、緊急事態の発生の可能性を予測する。

（２）利用者や保護者とのコミュニケーション

①利用者や保護者とコミュニケーションをとり、日常の状況把握に努める。
②利用者や保護者との信頼関係を強化し、情報の発信が出しやすい状況を築く。
③顔色や発熱等の観察による情報も重要な情報となる。

（３）必要な設備の管理と使用方法の周知

①消火器、非常ベル、放送機器、AED 等の施設設備の位置や使用方法を共有する。
②避難経路と第１避難場所の把握をする。
③衛生用品、体温計、非常持ち出し品等を常備する。

（４）気象情報、社会情勢などにおいて、必要な情報を素早く受け取れる体制

①メディアなどで近畿及び奈良県気象情報やニュースをリアルタイムに把握する
②市役所からの安心安全メールの活用
③社会福祉協議会の対応を共有する

２．緊急連絡先等の整備

（１） 緊急連絡先一覧の作成

緊急時に備えて素早く対応できるように、連絡先一覧を作成しておく。

社会福祉協議会、利用者の家族、宇陀市役所、宇陀市立病院、関係他事業所、職員等

（２） 保護者及び地域との連携

常日頃から保護者及び地域とのコミュニケーションを積極的にとり、関係づくりの必要性についても認識しておく。

３．事故発生時の対応

事故が発生した場合、すみやかに各マニュアルに応じた対応をおこなう。

水遊びマニュアル

１．プールの管理

（１） 使用の可否

・子どもの健康状態（発熱、感染症の流行、睡眠時間等）及び使用時間等を配慮し、天候・気温・水温等を踏まえて決定する。

・実施の可否は責任者が行い、担当職員が水遊びの環境設定を行う。

（２） 衛生の確保

・プール内、プールサイドは常に整理整頓し、危険物や障害物がないように注意する。
（児童の転倒等に十分注意し、ビニールプールの下にマット等を設置する。）

・水遊び用の玩具やたらい等の衛生を保つよう心掛ける。

２．プールの安全対策

（１） 子どもへの配慮

・保護者に健康状態（熱、咳、下痢等)、皮膚の状態（とびひ、水イボがつぶれていないか等）を確認する。

・プールに入る前に児童に注意事項を説明する。

□プールサイドでは走らない　□プールの水は飲まない　□プール内で排泄をしない
□飛び込まない　□お友達を押さない

・プールに入る前後は、必ず人数確認を行う。

・プールに入る前後は、十分な水分補給をする。

（２） 設備管理

・地面や周辺コンクリート、タイル等は破損していないか。

・沈殿物、浮遊物などの危険物は入っていないか。

・プールサイドは滑らないようになっているか。

・プールサイドに危険物はないか。

・水温や水深は適当か。

・熱中症対策として、日よけ等の日陰は確保されているか。

（３） プール使用時の注意事項

・事前に子どもの健康状態の確認、保護者にプールに入水して良いか確認する。

・職員の体制が整っているか。（子どもの年齢や発達等を踏まえ、常時２名以上の監視者を設置する）

・監視体制の空白が生じないように役割分担を明確にし、監視に専念できる体制作りをする。

・持ち場を離れる際は、必ず職員同士で声をかけ合う。（許可、了解を得る）その際、代わりの職員をプールサイドに配置する。

・プールで一斉に活動する人数は、子どもの年齢や発達、プールの大きさ等を踏まえ、十分に配慮する。

・遮光ネット等の日陰を確保するなど、熱中症対策に配慮する。

・緊急時等の為、職員は常に電話を所持し素早く連絡が取れるようにする。

３．感染症予防について

（１） プールを介して広がる感染症

疾患名	主な症状	潜伏期間
咽頭結膜熱（プール熱） 【アデノウイルス】	発熱、咽頭痛、結膜充血	３～７日前後
流行性角結膜炎（はやり目） 【アデノウイルス】	眼瞼充血、浮腫、流涙	１～２週間前後
手足口病	手のひら、足底、口腔内などに 丘疹または水泡	３～５日前後
伝染性軟属腫（水イボ）	小さなイボが多発	２～７週間
腸管出血性大腸菌感染症	激しい腹痛、下痢、血便	２～９日
ぎょう虫症	肛門のかゆみ	約１ヵ月
アタマジラミ	かゆみ、毛髪に付着する白い塊	約１ヵ月
ヘルパンギーナ （夏風邪症候群）	突然の高熱（３８度以上）、口腔内の水泡、咽頭炎	２～５日
伝染症膿痂疹（とびひ）	痒みがあるジュクジュクした水泡 あせもや虫刺されの傷跡に好発	２～１０日

（2） 注意事項

・体調不良や下痢、傷がある場合は、プールに入らない。

・タオルの貸し借りは行わない。

・水の中で唾を吐いたり、水を飲んだりしない。

・タオルやマット等は常に清潔に保つ。

園外活動マニュアル

１．目的地の選定

・子どもの心身の発達に合わせた目的地や時間を設定する。
・当日の天候や状況、職員の人数等によって目的地の変更や戸外活動を行わない等の検討をする。
・より安全な経路を選択する。

２．準備

・保護者に子どもの健康状態を確認するなど、一人ひとりの体調を把握する。
・外出前にトイレに行く。
・帽子をかぶっているか、靴がきちんと履けているか等の確認をする。
・活動にふさわしい衣服を着ているか確認する。（フードや裾が広がった衣服を着ている子どもについて、遊具に引っかかる等の危険があるため、外出前に職員間で共有しておく）
・救急セットや虫よけスプレー、ティッシュペーパー、携帯等の必要な携行品を所持しているか確認する。

３．移動中

・①出発時、②目的地へ到着時、③目的地から出発時、④事業所へ到着時には必ず子どもの人数確認をする。
・複数の職員で引率するようにし、先頭と最後尾を基本に全体に目配りし、車道側を歩く。
・車道の歩行は避け、歩道の白線の内側、ガードレールの内側を歩く。
・交差点や曲がり角、一時停止場所等では、一時停止し安全確認を行う。
・常に道路状況、危険物、障害物の有無等を確認し、駐車中の車やバイク、落ちているゴミ等に子どもが触れる可能性に注意を払う。
・職員同士、危険を知らせ合う声かけを積極的に行う。
・移動中も引率漏れがないよう、常に子どもの行動に注意する。
・個々の歩く速度に合わせ、状況を見ながら職員が引率をする。
・個々の発達段階に応じて、手をつないで歩く等の配慮をする。

４．目的地

（１） 現地の状況確認

・遊具や植物等による死角がないか確認する。

・遊具に危険がないか安全点検を行う。

・危険箇所、遊べる範囲、遊具の使い方やマナー等を職員同士で確認する。

・ガラス片やタバコの吸い殻等の危険物や不衛生な物がないか確認し、除去する。

・不審者がいないか常に目を配る。疑わしい人がいた場合は速やかにその場を離れ、必要に応じて１１０番通報をする。

（２） 子どもの行動把握

・子どもの健康状態を確認する。熱中症を避けるため、こまめに水分補給を行う。

・道路等へ飛び出さないように注意する。個々の発達段階に応じて、一緒に行動したり、見守りを強化するなどして、細心の注意を払う。

（３） 活動内容

・子どもが自然に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける。

・子どもの心身の発達段階を踏まえ、安全に留意して目的に合った活動を行う。

・正しい遊具の使い方や体の使い方を、遊びを通して伝えていく。

・個々の運動能力に合わせて、一対一で活動したり、グループで活動したり、職員が工夫して内容を設定する。

・公園の遊具を活用することで、普段使わない力を使い、「バランス感覚」「空間認知力」「筋力」「協応動作」等の力を培う。

５．日頃の備え

・万一の事故に備え、緊急時の行動を確認しておく。

・行き先や経路の変更、その他必要に応じて事業所に残っている職員に連絡を入れることを習慣づけておく。

・管理者は常に連絡が取れるようにしておく。

６．施設外での事故後の対応

・職員は、当該児童への救急処置、救命処置を行う者、他の子どもの安全確保にあたる者、事業所に連絡を行う者に分かれて対応する。

・状況に応じ、事業所に残っている職員に応援を頼んだり、速やかに帰園したりする。
・事業所で連絡を受けた者は、状況に応じて 119 番通報や保護者へ連絡したり、応援に駆けつけたりする。
・速やかに会議を行い、目的地の再検討も含め事故前後の分析をし、全職員の意思統一を図る。
・事故報告書を作成する。

降雪時マニュアル

１．事業所における安全対策

・玄関など子どもたちが頻繁に出入りする場所には、必要に応じて滑り止めマットの設置や凍結防止剤を散布するなどして転倒の防止に努める。

・非常口付近や避難路の除雪を徹底し、非常時の避難経路を確保する。

・屋根雪や溶けた雪、つららの落下による事故を防止するため、安全点検を実施し、危険箇所には立ち入らないようにする。

・家庭でも雪による事故に遭わないよう話し合ってもらう。

２．子どもの服装

・アウター、手袋は防水加工のあるもの

・帽子は耳が隠れるもの

・インナーはハイネック（マフラーは引っ掛かり等の危険があるため避ける）

・靴下は厚めのもので、長靴やスノーブーツを履く

３．注意点

・危険箇所の確認をする。

（雪で見えにくくなっている箇所や凍結して滑りやすくなっている場所、高い所に雪が積もっている場所、溶けた雪やつららが落ちてくる可能性がある場所）

・雪遊び前に屋根の雪をおろしておく。

・子どもの体調チェックをする。

・両手に荷物を持っていたり、ポケットに手を入れていたりすると、滑ってバランスを崩した際とっさに身体を守ることができないため、両手は空けておくよう伝える。

・雪によっては周囲が見えづらくなることもあるため、送迎時や雪遊びの際には、車や危険物に注意し、常に緊張感を持って目を配るようにする。

災害時マニュアル

平常時の対応

（1） 防災教育の推進

■児童の安全能力の育成

・日頃から命の大切さを伝え、年齢や発達段階にあった安全能力を身につけさせる。

・日常の中で自分自身の身を守ることができるよう、安全能力を育てる。

■避難訓練の実施

・緊急時に子どもが職員の指示に従って安全に避難できるよう、訓練を実施する。

（訓練は火災、地震、台風等いろいろな災害を想定した訓練を実施）

・保護者への連絡方法、児童を引き渡す方法、災害発生時の約束事を徹底する。

（2） 施設・設備等の安全対策

■日常的な安全点検、安全対策

・ロッカーやパーテーション等の転倒防止、ガラス飛散防止対策。

・暖房設備、寝具類、カーテン等の防火安全製品・防災製品の使用。

・安全性の確保された保育部屋の準備及び連絡体制等の整備。

・非常持ち出し品の準備。

・救護体制の準備。

■環境の整備

・日頃から整理整頓を心がけ、安全環境の整備に努める。

・備品の保管を適切に行うよう心がけ、高い所には置かないようにする。

・どこかに危険は潜んでいないか、危険を予測する目や危険を防ぐ意識を養う。

・子どもの緊急連絡先が空白ではないか、連絡先が変わっていないか、定期的に確認を行う。

（3） 災害発生時におけるマニュアルの整備

■災害発生時の対応

・避難場所、避難経路、避難責任者、避難方法等の確立。

・関係機関に情報伝達し、子どもや職員、事業所の安全確保に努める。

・保護者に責任をもって子どもを引渡せるように、出席確認ができるもの（出席表等）を必ず携帯する。

■保護者との確認

・日頃から保護者に避難場所を知らせておく。保護者と一緒に避難経路を確認する。

・保護者と連絡が取れない等で引渡しが困難な場合、避難所で待機させるなどの対応方法を事前に決め、保護者へ周知しておく。

・保護者への引渡しが完了するまで、確実に子どもの状況を把握しておく。引渡しの際に、その時の子どもの様子を伝達できるようにする。

119番対応マニュアル

1．通報の仕方

＜１１９　火事の場合＞

１１９番からの問いかけ	通報の仕方
火事ですか？救急ですか？	火事です。
住所は？	宇陀市菟田野古市場 1401-1 です。
お名前は？	児童発達支援事業所にじいろこあらの○○です。
電話番号は？	0745-88-9662 です。
目的建物は？	宇陀市人権交流センターです。
出火場所は？	○○です。
燃えているのは？	○○です。
中にいるのは？	子ども○○人、大人○○人です。

＜１１９　救急の場合＞

火事ですか？救急ですか？	火事です。
住所は？	宇陀市菟田野古市場 1401-1 です。
お名前は？	児童発達支援事業所にじいろこあらの○○です。
電話番号は？	0745-88-9662 です。
目的建物は？	宇陀市人権交流センターです。
誰がどうしましたか？	例：○歳の男・女の子が○○しています。
意識はありますか？	例：あります。／名前を呼んでも返事をしません。
呼吸はしていますか？	例：しています。
脈はありますか？	例：あります。
体を動かしますか？	例：体を揺さぶると動かします。
目を開けていますか？	例：呼ぶと目を開けて反応します。
泣いていますか？	例：今は泣いていません。
かかりつけの病院はありますか？	例：あります。○○病院です。

＜１１０番　警察＞

・行方不明、交通事故、池・川での事故、誘拐、その他（侵入、盗難、不審者、異物の拾得等）

①いつ　②どこで　③だれが　④なにを　⑤どうして　⑥どうなった　⑦連絡先

■途中で電話が切れないように注意する。　■救急隊の指示に従うこと。

２．受診の際に必要なもの

□保険証のコピー　　□現金　　□誤飲などの場合はそれと同じ物や吐き出した物

３．管轄する消防署・警察署

救急隊	奈良県広域消防組合宇陀消防署
	宇陀市榛原萩原 1230 番地
	0745-82-3199

警察署	桜井警察署	（宇陀警察庁舎）
	桜井市大字三輪 49-1	（宇陀市榛原萩原 1953-1）
	0744-46-0110	（0745-82-0110）

緊急時対応マニュアル

１．緊急時とは

サービス提供時に発生した子どもの症状の急変、生命の危険等が生じる場合をいう。

障害児通所支援サービス事業における従事者の場合、発達に特性のある子どもを対象としている業務内容からも、緊急を要する事故の発生に備え、事前に対応方法及び手順を周知徹底し、適切に対処することが求められる。

２．事故発生予防のための情報収集

（１） 子どもの疾患等の情報収集

・主治医の意見書等によって、過去の疾患、現在治療中の疾患等の情報を収集する。

・収集した情報を整理する。

・サービス提供前に体温測定等のバイタルチェックによって、緊急事態発生の可能性を予測する。

（２） 子どもや保護者とのコミュニケーション

・モニタリング等で子どもや保護者とコミュニケーションを取り、情報の把握に努める。

・子どもや保護者との信頼関係を強化し、情報の発信が出しやすい状況を築くことが大切である。

・顔色や熱感等の観察による情報も重要である。

（３） 緊急連絡先等の整備

・緊急時に備えて素早く対応できるよう、家族、宇陀市立病院、関係他事業所等の連絡先を一覧にしておく。

３．事故発生時の基本的な流れ

① 事故発生

② 事故状況の把握、応急処置

・事故の状況を的確に把握する。（けが人、周囲の状況など）

・怪我の程度を見極め、救急処置をする。

・事故現場からの移動が可能な場合は別室に連れて行く。

・他の児童は別室で療育を継続し、落ち着かせる。

③ 処置の決定

・所長や責任者を中心に処置を決定する。

ア　救急車を要請する。

イ　事業所付近の医療機関（宇陀市立病院等）に連れて行く。

ウ　事業所内で安静にさせ、経過を見る。

エ　応急手当を行い、保育を続行する。

④ 保護者への連絡

・保護者が別室にいる場合は、すぐに来てもらう。不在の場合は、すぐに連絡をする。

※事業所内で処置したごく軽度な怪我についても、フィードバックの際（お迎えの際）に必ず説明をする。

⑤ 経過確認

・小さな事故でも翌日に電話をして、変わりがないか等の経過を保護者から確認する。

⑥ 事後処理

・事故報告書を作成し、職員間で共有する。

4．保護者への対応

●事故の発生状況、医療機関の検査結果、今後の受診などについて的確に報告し、誠意を持って対応する。

【事故発生後に連絡する際の注意事項】

・事故を起こしてしまったお詫びを伝える。

・保護者は事故の概要や状況を知らないので、具体的・客観的に説明するよう心がける。（伝えるべきことを事前に整理しておく。また、内容をメモしておく。）

・こちらから「大丈夫です、たいしたことはありません」等、安易な判断をする言葉は避ける。

・最後に改めてお詫びを伝える。

5．熱性けいれんの対応

（1） 熱性けいれんについて

・乳幼児期に発熱（主に 38℃以上の高熱）に伴って起こる。

・けいれんは一過性で、5 分以内に治まることが多い。

・発熱して 24 時間以内にけいれんすることが多く、それ以降は少ない。

（２） 症状

・白目になったり、一点をじっと見たりする。

・力が抜け、呼びかけても全く反応がない。

・手足ががくがく震える。

・手足に力を入れて突っ張っている。

（３） 対応

①時刻の確認

けいれんに気付いたら、時刻を確認する。また、止まった時刻も確認する。

②安全確保と記録

周囲に知らせ、応援を呼ぶ。保護者が待機している場合は、すぐに呼ぶ。

けいれんの経過をメモしたり、動画を撮ったりしてできるだけ記録に残す。

③気道確保

広いスペースで、吐物で誤嚥しないよう、顔が横になるよう寝かせる。

気道が確保できるよう頭を後ろに反らす。

④救急隊への通報

けいれんが５分以上続く場合は救急車を呼び、子どもから目を離さないようにする。

⑤けいれんが止まった場合

５分以内で止まり、救急に通報しなかった場合でも子どもが回復するまで観察を続ける。

初めてけいれんを起こした子ども、けいれん時の対応が決まっていない子どもについては、

当日中に医療機関を受診する。

※あらかじめけいれん時の対応が決まっている子どもについては指示に従う。

不審者対応マニュアル

１．日頃の基本的事項

・保育室や職員室が不在の場合、扉や窓は必ず施錠をする。
・廊下や出入り口、階段等には避難の妨げになるような物を置かない。
・火災報知機や放送設備等の使用方法や設置場所等を確認しておく。
・整備体制や連絡体制を定期的に確認しておく。
・宇陀市からのメールや情報を確認し、得た情報はすぐに全職員、保護者に共有する。

２．不審者のチェックと対応

（１） 不審者チェック

・制止を聞かず、興奮状態である。
・正当な理由なく暴力的な言動をとる。
・顔の見えないフルフェイスヘルメット等をかぶっている。
・凶器（刃物、棒、銃、灯油やガソリン等の液体）を所持している。

（２） 基本的対応

① 可能な限り複数で対応する。
② 不審者は、犯罪に関わる者から迷惑行為に至るまで範囲が広いので、その対応は相手に応じた適切な方法で行なう。
③ 相手の顔色、目の動き、手足の動きなどに注意し、相手から目をそらさない。
④ 冷静かつ毅然とした態度や穏やかな言葉遣いを保ち、相手の挑発に乗らない。
⑤ 相手の返答や状況によっては立ち入りを拒否、退去を求める措置を講ずる。
⑥ 状況が重大で緊急を要する場合は、速やかに 110 番通報を行う。

（３） 子どもや職員の安全を守る

① 子どもに危害が及ぶ可能性が低い場合は、その場に待機し、すぐに避難できる体制をとる。
② 危害が及ぶ恐れがある場合は、不審者と距離を取って対応しつつ、子どもを安全な場所に避難させる。
③ 不審者の身柄拘束は警察にゆだね、極力危険を冒さない。
④ 一旦退去しても、再び近づいたり建物周辺に居続けたりする可能性もあるので、しばらくの間は様子を見る。

（４） 負傷者の保護

① 負傷者がいないか確認する。

② 負傷者がいる場合は、速やかに応急手当を行う。

③ 怪我の状態が重いようであれば、すぐに救急車を呼ぶ。

（５） 状況報告

① 警察・宇陀市役所への報告

・分かっている限りの情報を警察や宇陀市役所に報告する。

② 保護者への報告

・状況が終息次第保護者に連絡する。

・保護者に対する報告については、警察と連携して行う。

３．事後対応

・専門家の派遣を依頼するなどして、子どもや職員の心のケアを図る。

・警察や市役所以外の連絡できなかった各機関に状況報告をする。